

意見書

1 大津市情報公開・個人情報保護審査会の処理経過

大津市情報公開条例（平成14年大津市条例第4号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、大津市長（以下「実施機関」という。）から情報公開・個人情報保護審査会諮問書の提出があり、諮問事案について審査するため、大津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において審議を行った。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 4月19日	諮問書の受理
平成25年 7月25日	異議申立ての概要説明 異議申立人からの意見陳述 実施機関からの事情聴取 調査 審議
平成25年 8月29日	審議
平成25年 9月26日	審議
平成25年10月10日	答申

2 審査の概要

審査会は、本件異議申立ての対象となっている公文書「特定地番付近、閲覧に付す境界確定線の①民地側地番とその所有者、署名押印のある境界確定協議書（以下「本件公文書1」という。）②昭和49年当時の官地側地番と大津市の所有権を表す登記簿謄本（以下「本件公文書2」という。）」の存否確認のため、異議申立人、実施機関双方の主張を検討した上、関係簿冊の調査及び審議を行った。

審査会は、当審査会答申第14号（平成25年3月18日答申）における審議において、本件公文書1及び2に該当する可能性のある公文書の存否確認のため、関係簿冊及び実施機関の附属書庫等の調査を行ったが当該公文書を発見することはできず、今回の審議においても実施機関から提示された関係書類を再度検認したが、当該公文書を発見することはできなかった。

実施機関からの聴取と当審査会が調査確認した状況から、審査会としては本件公文

書 1 及び 2 について、所在不明である事実を認めざるを得ないと判断した。

3 審査会意見

(1) 公文書の適正管理の徹底について

上記 2 のとおり、当審査会では詳細な調査等を行ったが、請求のあった本件公文書 1 及び 2 については、所在不明である事実を認めざるを得ないとの結論に達した。

本件公文書 1 及び 2 は通常、永年保存の取扱いがなされるべきものであり、所在不明となっていることは、当審査会としても、公文書管理のあり方の観点からまことに遺憾とするところである。担当課は、平成 24 年度から、公文書の管理方法を改めたとのことではあるが、当審査会答申第 14 号においても要望したとおり、大津市情報公開条例の目的を達成するためにも、公文書管理の重要性を十分に認識して、適正管理を徹底されるよう再度望むものである。

(2) 境界確定に関する情報の閲覧方法について

実施機関からの聴取等で、担当課は、境界情報として、境界確定された図面等のデータを入力し、窓口を設置している電子情報機器端末により、閲覧に供しており、必要に応じて交付していることが確認された。

通常、入力される境界情報等は原本であるが、本件異議申立てに係る特定地番付近の市道等との境界情報等については、原本が所在不明であり、現存する資料を入力して、電子情報機器端末の画面にて閲覧に供している事実が明らかになった。

当審査会としては、原本に基づかない境界情報等の閲覧について、その旨を明示する等、閲覧方法や掲示内容の再検討を求めるものである。

平成 25 年 10 月 10 日

大津市情報公開・個人情報保護審査会